

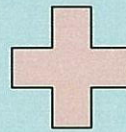
利用者負担への配慮(公費負担医療)

考え方

医療費に着目した定率負担(精神通院)と、所得に着目した負担(更生医療・育成医療)を、制度間の負担の均衡、制度運営の安定性の確保等の観点から、「医療費と所得の双方に着目した負担」の仕組みに見直し。(対象となる疾病の範囲は従来どおり。)

原則

医療費の1割(定率負担)
↓
所得段階に応じて月額上限を設定



入院時(更生・育成)の食費
(標準負担額)

低所得者への月額上限に加え、

負担に係る配慮措置

- 低所得者(住民税非課税世帯)以外の方についても、**継続的に相当額の医療費負担が発生する(「重度かつ継続」)**場合には、**月の負担額に上限を設定**。
- 育成医療については、対象者に若い世帯が多いことなどを踏まえ、医療機関窓口における支払額について激変緩和の経過措置を設定。